

若年者の在宅ターミナルケア支援事業について

1 目的

本市におけるがん患者の在宅での生活支援制度について、0～18歳未満においては「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」（20歳未満まで延長可能）の支援が、40歳以上においては「介護保険法」による介護保険居宅サービスの支援があるものの、若年者（18～39歳）の末期がん患者の在宅での生活支援については制度がないことから、若年者の末期がん患者の在宅での療養生活の質の向上（※）と、患者及びその家族の負担の軽減を図るため、県内初となる制度を創設するもの

※ 平成28年に「がん対策基本法」が改正され、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにする規定が追加された。

2 助成内容

(1) 対象者

次の項目全てに該当する方

- ・ がん患者で、医師が一般に認められている医学的知見に基づき在宅でのターミナルケアが必要と判断された、在宅生活の支援及び介護が必要な方
 - ・ 宇都宮市内に住所を有する方
 - ・ 18歳以上40歳未満の方
- ※ 18歳または19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方を除く。
- ・ 他の制度において同等の助成または給付を受けることができない方

(2) 対象となるサービス内容

- ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 福祉用具貸与
- ・ 福祉用具購入

(3) 助成額・助成方法

ア 助成額

- ・ 1か月当たりのサービス利用料に対し、月額の上限を6万円とし、サービス利用料の9割相当額を助成（最大で月額5万4千円を助成）
 - ・ 生活保護受給者は、最大で月額6万円を助成
- ※ 助成額を上回る利用料等については自己負担

イ 助成方法

受領委任払いと償還払いの2種類から利用者が選択できる。

※ 受領委任払い：利用者がサービス提供事業者に自己負担分を支払ってもらい、残りの額を市から事業者を支払う。

※ 償還払い：サービス提供事業者から請求された額をいったん利用者に全額負担してもらい、市への請求後に助成額を支払う。

3 制度開始日・申請受付開始日

- ・ 制度開始日は、令和2年4月1日
- ・ 申請受付開始日は、令和2年6月1日からとし、4、5月分の利用者については、遡及して申請できる。

4 スケジュール

令和2年3月27日～	市医師会，県医師会，県内のがん診療連携拠点病院，サービス提供事業者等の関係団体への周知開始
	市ホームページによる周知開始
4月 1日～	制度開始
6月 1日～	申請受付開始